

大井町住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図るため、自ら居住する住宅に住宅用スマートエネルギー設備を導入する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については大井町補助金等交付規則（平成15年大井町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 補助対象設備（以下「対象設備」という。）は、次のいずれか一つ以上のものであり、別表1に掲げる要件を満たし、かつ、未使用のものとする。

- (1) 太陽光発電システム
- (2) HEMS
- (3) 定置用リチウムイオン蓄電池

(補助対象者)

第3条 補助金を受けることができる者は、次の各号全てに該当するものとする。なお、大井町住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金交付要綱及び大井町住宅用太陽光発電システム設置費補助金要綱による交付を受けた者は、同一の設備について補助を受けることはできない。

- (1) 大井町に居住している者、又は大井町に居住する予定の者で、補助事業完了時に大井町に住民登録があること。
- (2) 既に居住している住宅に住宅用スマートエネルギー設備を初めて設置する者、又は新築する住宅に住宅用スマートエネルギー設備を設置しようとする者（未使用の住宅用スマートエネルギー設備が設置された新築の住宅を購入しようとする者を含む。）
- (3) 電灯契約を結んでいる個人であり、設置する建物は、住居として使用されているものであること（店舗、事務所等との兼用は可とする。）
- (4) 設置する建物が、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の所有物でない場合は、書面による所有者の設置承諾を受けていること。
- (5) 町税等に滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、対象設備の設置に係る経費であって、別表2に掲げるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の金額は、次のとおりとする。

- (1) 太陽光発電システムの補助金の額は、2万円に、太陽電池モジュールの最大出力値（単位はkWとし、小数点以下第3位を切り捨てて算出する。）を乗じて得た額（1千円未満切捨て）とする。ただし10万円を上限とする。
- (2) HEMSの補助金の額は、定額2万円とする。
- (3) 定置用リチウムイオン蓄電池の補助金の額は、定額5万円とする。

(補助金交付の申請)

第6条 申請者は、対象設備設置工事に着手する前又は対象設備付き住宅を購入する前に、補助金交付申請書（第1号様式）に別表3に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(補助金交付の承認)

第7条 町長は、前条に定める申請書を受理したときはその内容を審査し、適当と認める

ときは、補助金の交付を承認し、その旨を補助金交付承認通知書（第2号様式）により、申請者へ通知するものとする。

2 前項の場合において、補助金の目的を達成するため必要があるときは、条件を付けることができる。

（事業の変更等）

第8条 申請内容に変更が生じたときは、速やかに計画変更承認申請書（第3号様式）に変更内容を証明する書類を添付して町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、提出を省略することができる。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、計画の変更等を承認するときは、計画変更承認通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 補助事業を中止する場合は、速やかに中止承認申請書（第5号様式）を町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、計画の変更等を承認するときは、中止決定通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 申請者は、対象設備の設置を完了した日から30日以内に、補助事業実績報告書（第7号様式）別表4に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

（補助金の額の決定及び通知）

第10条 町長は、前条に定める実績報告書を受領したときはその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助金交付決定通知書（第8号様式）により申請者へ通知するものとする。

（補助金の支払）

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を決定した後に支払うものとする。

2 申請者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金交付請求書（第9号様式）を町長に提出しなければならない。

（取得財産の管理及び処分）

第12条 申請者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 申請者は、設置の日から起算して5年を経過するまでは、町長の承認を受けずに取得財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保（以下「処分」という。）にしてはならない。

3 申請者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産の処分に関する処分承認申請書（第10号様式）を町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項に定める事項について、必要があると認めるときはその管理及び運用の状況を調査することができるものとする。

（決定の取り消し）

第13条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金交付の条件に違反したとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と認められたとき。

（補助金の返還）

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対して既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を

命ずるものとする。

(稼働状況等の報告)

第15条 太陽光発電システムの補助金の交付を受けた者は、町長が、発生発電量、売電電力量及び買電電力量等について報告を求めた場合は、協力しなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、町長が、町が取り組んでいる太陽光発電などの再生可能エネルギーに関する調査等行う場合は、協力をしなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大井町住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行日以降に行われた交付の申請に係る補助金の額について適用し、同日前に行われた交付の申請に係る補助金の額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大井町住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行日以降に行われた交付の申請に適用し、同日前に行われた交付の申請は、なお従前の例による。

別表1（第2条関係）

対象設備	補助対象要件
太陽光発電システム	住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆流有りで連結し、かつ、太陽電池の最大出力（対象設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力。なお、日本工業規格を基準としているが、IEC等の国際規格も可とする。）の合計値（kw表示とし、少数点以下第3位を切り捨てる。）とする。以下同じ。）が10kw未満の太陽光発電システムであること
HEMS	「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していること
定置用リチウムイオン蓄電池	（1）国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されている製品であること （2）太陽光発電システムと接続して設置すること

別表2（第4条関係）

対象設備	補助対象経費
太陽光発電システム	設備の設置等に要する経費（太陽電池モジュール、架台、インバータ・保護装置）、その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、余剰電力販売用電力量計）、設置工事に係る費用（配線・配線器具の購入・据付、電気工事等を含む）
HEMS	機器本体（データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置）、計測機器（計測装置）、設置工事に係る費用（配線・配線器具の購入・電気工事・セットアップ等を含む）
定置用リチウムイオン蓄電池	機器本体、設備の設置等に要する経費（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）、設置工事に係る費用（配線・配線器具の購入等・据付・電気工事等を含む）

別表3（第6条関係）

対象設備	申請時に必要な添付書類
太陽光発電システム	(1) システムの仕様書（太陽電池モジュールの型式、最大出力値、使用枚数等が明記されているもの） (2) システムの設置予定場所の現況のカラー写真 (3) 工事請負契約書の写し（工事着工予定日及び工事完了予定日が明記されていること）又は設備付住宅売買契約書の写し（引渡し予定日が明記されていること） (4) システムの設置場所の地図 (5) 町税等を完納していることを証する書類又は町税等状況確認同意書 (6) 同意書（自分以外に所有者がいる場合、建物の所有が異なる場合） (7) その他町長が必要と認める書類
HEMS	(1) HEMSの仕様書（カタログ等でも可） (2) HEMSの設置予定場所のカラー現況写真 (3) HEMSの設置に係る契約書の写し（工事着工予定日並びに工事完了予定日が明記されていること）又は設備付住宅売買契約書の写し（引渡し予定日が明記されていること） ◎設置場所の地図 ◎町税等を完納していることを証する書類又は町税等状況確認同意書 ◎その他町長が必要と認める書類
定置用リチウムイオン蓄電池	(1) 設備の仕様書（カタログ等でも可） (2) 設備の設置予定場所の現況のカラー写真 (3) 工事請負契約書の写し（工事着工予定日及び工事完了予定日が明記されていること）又は設備付住宅売買契約書の写し (4) 太陽光発電と設備の接続が確認できる図面等 ◎設置場所の地図 ◎町税等を完納していることを証する書類又は町税等状況確認同意書 ◎その他町長が必要と認める書類

◎は、複数の設備に申請する際は、1部のみ提出してください。

契約書は、対象設備ごとの契約ではなく、他の工事等を含めて契約している場合（複数の設備の工事を一括で契約している場合、新築住宅の工事を契約している場合）は、一括の契約書の写しの添付でかまいませんが、対象設備の契約状況がわかるように契約の内訳書を添付してください。

別表 4 (第 9 条関係)

対象設備	実績報告時に必要な添付書類
太陽光発電システム	(1) 住民票 (発行日から 3 ヶ月以内のもの) (2) システムの設置状況を示すカラー写真 (太陽電池モジュール設置枚数が確認できること) (3) システムの設置に係る領収書及び内訳書の写し (4) 電力会社との電力受給契約の締結が確認できる書類 (5) 設置した太陽電池モジュールの変換効率、未使用品であることが確認できる出力対比表等
HEMS	(1) HEMS の設置場所のカラー写真 (2) HEMS の設置に係る契約書の写し (工事着工予定日並びに工事完了予定日が明記されていること) 又は設備付住宅売買契約書の写し (引渡し予定日が明記されていること) ※契約内容に変更が生じた場合に限る ◎住民票 (発行日から 3 ヶ月以内のもの) ◎領収書及び内訳書の写し ◎その他町長が必要と認める書類
定置用リチウムイオン蓄電池	(1) 設備の設置場所のカラー写真 (2) 工事請負契約書の写し (工事着工予定日及び工事完了予定日が明記されていること) 又は設備付住宅売買契約書の写し ※契約内容に変更が生じた場合に限る ◎住民票 (発行日から 3 ヶ月以内のもの) ◎領収書及び内訳書の写し ◎その他町長が必要と認める書類

◎は、複数の設備に申請する際は、1 部のみ提出してください。

領収書は、対象設備ごとではなく、他の工事等を含めて発行される場合は、一括の領収書の写しの添付でかまいません。ただし、対象設備について金額がわかるように内訳書を添付してください。